

郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーション能力の向上を促進し、もって福祉の増進に資することを目的として、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）に基づく聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入等に要する費用の一部を助成する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補聴器購入費等」とは、新たに補聴器（本体及び付属品をいう。以下同じ。）を購入する経費若しくは別表第1に規定する耐用年数経過後に補聴器を更新する経費（以下「購入等に要する経費」という。）又は補聴器の修理に要する経費をいう。
- (2) 「保護者」とは、親権を行使する者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者をいう。
- (3) 「販売事業者」とは、郡山市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱（平成18年9月29日制定）第2条第2項の規定に基づく登録を受けた補装具の販売又は修理を行う事業者をいう。

(助成対象児童)

第3条 助成の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 郡山市内に住所を有していること。
- (2) 第9条に規定する交付申請の時点において18歳未満であること。
- (3) 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、30デシベル未満であって医師が装用の必要を認めた場合は、この限りではない。
- (4) 補聴器の装用により、言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断した者であること。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者は、対象児童の保護者で郡山市内に住所を有するものとする。

(助成対象からの除外)

第5条 前2条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としないものとする。

- (1) 対象児童の保護者の属する住民基本台帳に登録されている世帯のうちいずれかの者について、助成金の交付申請を行う月の属する年度（4月から6月までの場合にあっては前年度）の市町村民税所得割の額が46万円以上である場合
- (2) 対象児童が他の法令等に基づき補聴器購入等の助成を受けることができる場合

(助成対象補聴器等)

第6条 助成の対象となる補聴器の種類、付属品、1台当たりの基準額及び耐用年数は別表第1

に、修理の基準は別表第2に定めるとおりとする。

- 2 助成の対象となる補聴器は、装用効果の高い側の耳への片耳装用を原則とする。ただし、市長又は医師が教育上及び生活上特に必要と認めた場合は、両耳に装用する補聴器を助成の対象とすることができる。

(助成額)

第7条 購入等に要する経費に対して助成する額は、別表第1に定める1台当たりの基準額と補聴器購入費として市長が必要と認める額とを比較して、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

- 2 補聴器の修理に要する経費に対して助成する額は、別表第2に定める基準額と補聴器修理費として市長が必要と認める額とを比較して、いずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定により算出した金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成申請)

第8条 助成を希望する対象児童の保護者(以下「申請者」という。)は、郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、次に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和28年法律第283号)第15条第1項に規定する医師が、対象児童の聴力検査を実施した上で作成した難聴児軽度・中等度補聴器購入費等助成事業意見書(第2号様式。以下「意見書」という。)
- (2) 意見書に基づき、販売事業者が作成した見積書
- (3) 申請者が属する世帯全員の市町村民税の所得割の額を確認することができる書類又はその額を市長が公簿等により確認することに同意する旨の同意書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

(助成決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に係る調査書(第3号様式。以下「調査書」という。)を作成するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により作成した調査書により申請者が属する世帯の市町村民税の課税状況を確認するとともに、前条の規定により提出された申請書の内容について審査するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、助成の決定をしたときは、次に掲げる書類を申請者に交付するものとする。

- (1) 郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書(第4号様式)
- (2) 郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券(第5号様式。以下「助成券」という。)
- (3) 代理請求及び代理受領委任状(第6号様式。以下「委任状」という。)

- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、助成しないことと決定した場合は、郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成却下決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

(補聴器の購入)

第10条 前条第3項の規定による助成の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、当該助成の決定に基づき補聴器を購入し、又は修理するときは、見積書を作成した販売事業者から補聴器を購入し、又は修理するものとする。

2 助成決定者は、販売事業者から補聴器を受け取ったときは、当該補聴器の受領年月日を記載し署名押印した助成券を販売事業者に提出するものとする。

3 助成決定者は、前項の規定により補聴器を受け取る際に、委任状により販売事業者に助成額の代理請求及び代理受領の委任を行うものとする。

(代理受領)

第11条 販売事業者は、前条第2項の規定により助成決定者から助成券の提出を受けたときは、当該補聴器購入費から第7条に規定する助成額を控除した額の支払いを当該助成決定者より受けるものとする。

2 販売事業者は、前項の規定により助成決定者から支払を受けたときは、支払を行った当該助成決定者に対し、領収書を交付しなければならない。

3 販売事業者は、助成決定者に代わり、助成金の支払いを受けようとするときは、市長が指定する請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 助成券

(2) 助成決定者からの委任状

(3) 助成決定者が負担した額の領収書の控え又はその写し

4 市長は、前項の規定により販売事業者から助成金の支払いの請求があったときは、その内容を審査の上、当該請求が適当であると認めるときは、補聴器購入費等に係る助成金を当該販売事業者に支払うものとする。

(助成決定の取消し及び助成額の返還)

第12条 市長は、対象児童、助成決定者及び販売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払った助成額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受け、助成額の支払を受けたとき。

(2) 助成を受けて購入した補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保の用に供したとき。

(3) 購入費又は修理費の助成額が不相当と市長が認めるとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

(1) この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

(2) この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条、第7条関係）

購入及び更新基準

補聴器の種類	付属品	1台当たりの基準額 (円)	耐用年数	備考
高度難聴用ポケット型	電池 イヤモールド	34,200	原則として5年	<p>1 価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。</p> <p>2 身体の障がいの状況によりイヤモールドを必要とする場合は、別表第2に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>3 ダンパー入りフックとした場合は、1台当たりの基準額に240円を加算すること。</p> <p>4 平面レンズを必要とする場合は、別表第2に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p>
高度難聴用耳かけ型		43,900		
重度難聴用ポケット型		55,800		
重度難聴用耳かけ型		67,300		
耳あな型 (レディメイド)		87,000		
耳あな型 (オーダーメイド)	電池	137,000		
骨導式ポケット型	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100		
骨導式眼鏡型	電池 平面レンズ	120,000		

第1号様式（第8条関係）

郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書

年 月 日

郡山市長

住所
 申請者 氏名 ㊟
 個人番号
 対象者との続柄
 電話

難聴児補聴器購入費等の助成を受けたいので、郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり補聴器購入費・修理費の助成を申請します。

フリガナ			
助成対象児氏名	個人番号：	生年月日	年 月 日
助成対象児住所	〒 電話番号		
購入又は修理を希望する補聴器の種類	別添難聴児補聴器購入費等助成事業意見書（第2号様式）のとおり		
希望する補聴器業者	名称： 所在地： 電話番号：		
身体障害者手帳の申請の有・無	有・無 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めています。		
世帯の状況	1 同一世帯に市町村民税所得割額46万円以上の方がいる世帯 2 上記1以外の世帯		
最近5年間の補聴器の購入状況	左（購入：有・無）	年 月 日	購入
	右（購入：有・無）	年 月 日	購入
	<input type="checkbox"/> 自費購入 <input type="checkbox"/> 難聴児補聴器購入費等助成事業による給付		
備考			

第3号様式（第9条関係）

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に係る調査書

申請受理番号 及び年月日		第 号 年 月 日		申請者氏名		対象者との続柄	
対象者	氏名			性別	男・女	生年月日	年 月 日 () 歳
	住所						
世帯員の状況	氏名	年齢	対象者との続柄	市町村民税課税状況等		備考	
				所得割	均等割		
所得区分		<input type="checkbox"/> 市町村民税課税世帯で、世帯に所得割が46万円以上の者がいる <input type="checkbox"/> 上記以外（生活保護受給世帯、市町村民税課税世帯、世帯員全員が所得割46万円未満の世帯）					
補聴器の使用状況	使用状況	補聴器：（有・無） 使用部位：右耳・左耳・両耳 使用開始年月（ 月） 種類：ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨伝導式 頻度：いつでも・必要に応じて（1日当たり6-7時間以上・4-5時間・2-3時間）					
	助成等の状況	助成等の有無：（有・無） 補聴器の種類：（ ） 装用・片耳・両耳 回数： 回 過去の助成：難聴児補聴器購入費助成事業による助成 その他（ ）					
	今回の希望	補聴器購入費（右・左） <input type="checkbox"/> ポケット型 <input type="checkbox"/> 耳かけ型 <input type="checkbox"/> 耳あな型（レディメイド） <input type="checkbox"/> 耳あな型（オーダーメイド） <input type="checkbox"/> 骨導式ポケット型 <input type="checkbox"/> 骨導式眼鏡型 <input type="checkbox"/> その他 <附属品> <input type="checkbox"/> イヤモールド <input type="checkbox"/> 平面レンズ					
付記事項		<input type="checkbox"/> 両耳支給、耳あな型、骨導式その他を支給決定とする場合は、その理由					
見積額 A		基準額 B					
助成額 C		A又はBのいずれか低い額 購入費等（ ）円 × 2 / 3 = 円 修理費等（ ）円 × 1 / 2 = 円 ※100円未満切捨て					
自己負担額		A - C = 円					

上記のとおり確認しました。

年 月 日

職氏名

印

年 月 日

様

郡山市長



郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書

年 月 日付けで申請のありました難聴児補聴器購入費等助成については、郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第9条第3項により、次のとおり決定しましたので通知します。

助成対象児氏名	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
申請者（保護者）氏名			助成対象児との続柄	
決定内容				
補聴器業者	名称			
	所在地			
	電話番号			
見積額	基準額	助成額	自己負担額	
円	円	円	円	
備考				

第5号様式（第9条関係）

郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券

支給番号		交付決定日	
助成対象児氏名		生年月日	年 月 日
助成対象児住所			
申請者（保護者）氏名		助成対象児との続柄	
助成対象となる補聴器	（補聴器の種類）		
補聴器業者	名称		
	所在地		
	電話		
見積額	基準額	助成額	自己負担額
円	円	円	円
上記のとおり決定する。 年 月 日 郡山市長 印			
補聴器の受領	受領年月日 年 月 日		
	受領者（保護者）氏名 印 （助成対象児との関係）		

年 月 日

代理請求及び代理受領委任状

郡山市長

私は、 年 月 日付け第 号で助成決定を受けた補聴器の引渡しを受けました。

ついては、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成額の請求及び受領の権限を下記の代理人に委任します。

記

1 代理請求及び代理受領する金額（公費負担額） 金 円

委任者 住 所

（保護者） 氏 名 ⑩

※委任状の印鑑は、助成券に押印する受領印と同一の印鑑を御使用ください。

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者 住 所

（代理人） 氏 名

⑩

※受任者の印鑑は、請求書と同一の印鑑を御使用ください。

第 号
年 月 日

様

郡山市長



郡山市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました難聴児補聴器購入費等助成につきましては、審査の結果、下記の理由により助成しないことに決定しましたので通知します。

記

助成しない理由